

松戸市立図書館図書選定基準

(目的)

第1条 この基準は、図書館資料として所蔵しようとする図書とその構成が、市民にサービスをするために適正かつ、公正であるよう図書の選定及び収集の万全を期することを目的とする。

(図書収集の基本的方針)

第2条 図書収集にあたっては、市民全体への読書普及の拡大と読書生活向上のために市民の利用上必要な各分野にわたる図書を中心に基本的図書として収集する。

- 2 蔵書構成及び図書利用の実情等を常に配慮し、必要にして不足している基本的な図書については、計画的・優先的に収集する。
- 3 図書の収集は、特定のものに偏ることなく、すべてに客観的に公正な立場で行う。
- 4 郷土資料及び行政資料は、本市を中心とした資料を収集し、あわせて周辺地域の資料の収集にも留意する。
- 5 市民のあらゆる要求に備え、参考業務や調査に必要な図書を収集する。
- 6 幼児、児童、本来の読書生活の形成を援助するために必要な図書を収集する。
- 7 その他、図書館資料として必要な図書を収集する。

(図書収集の具体的方針)

第3条 図書の無用な重複を避け、所蔵図書の充実を図る。ただし、次の図書については、利用状況に応じ必要な範囲内において複本を考慮する。

- (1) 利用度の高い図書
 - (2) 図書保存上必要な図書
 - (3) その他、特に必要と認められる図書
- 2 高度の医学専門書は購入しない。
 - 3 まんが、学習参考書及びテキスト類は、原則として購入しない。
 - 4 一般図書は、基本的・入門的なものから専門的なものまで包括的に収集するが、次の図書については厳選する。
 - (1) 実用趣味娯楽書及びその他の軽読書類
 - (2) 文学的価値の低い通俗小説類
 - 5 読書が特殊でかつ高度の専門書、又は研究書等については、将来の利用頻度が高いと予想され、また図書として価値が高いと認められるものを除いては、他の機関に委ねる。
 - 6 郷土資料は、県内の公共図書館・文書館及び博物館等の類縁機関との連携を密にし、これらの機関との関係を考慮のうえ収集する。
 - 7 地域の産業・教育・文化・生活環境・福祉及びその他の行政資料と将来に関係の深い主題の図書を重視して収集する。
 - 8 永続的価値をもつと認められる図書で高価なため、個人の購入が困難なものは、他のより必要な図書の購入をさまたげない範囲で購入に努力する。
 - 9 特殊な主題の図書については、慎重に選択する。

(補則)

第4条 この図書選定基準に定めるもののほか、図書選定に必要な事項は、別に定める。

附則

この選定基準は、昭和51年10月1日から施行する。